

パラメータシート

輸出貿易管理令 別表第2関連

〈別表第2化学品関連〉

2025年(令和7年)3月
(令和7年3月17日施行政省令等対応)

パラメータシートの著作権は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（C I S T E C）が有しています。本書の性質上、本書を購入された方が必要な頁をコピー機でコピーをし、そのコピーした紙に記入して通関や許可申請等にご使用いただくことは、問題ありませんが、C I S T E Cの許諾なくパラメータシートをワードやエクセル等で電子的に複製することは禁止されています。パラメータシートを電子的に複製することは著作権法に違反します。C I S T E Cでは、不正を発見した場合、必要な法的措置（刑事・民事）を講ずる場合があります。なおパラメータシートの電子ファイルはC I S T E Cサイトにある該非判定コーナーで有償で提供しております。

別表第1の法令改正は通常年に一度実施されますが、別表第2は年に複数回実施されることが多いので、本別表第2化学品関連パラメータシートの内容訂正は出版物の改訂版発行以外にホームページ出版物訂正案内に掲示される場合がありますのでご注意ください。

<https://www.cistec.or.jp/koumoku/paraindex.html>

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

本データをご利用の前に**必ずご一読ください。**

ご利用の範囲・方法について

CISTECの該非判定コーナーより入手した、「パラメータシート別表第2化学品関連」(EXCEL形式)は、ご契約者以外は利用できません。ご利用いただけるのは、本邦内に所在するご登録法人と同一の法人内のみとなります。

本データの複写、加工、第三者への提供等は禁止しております。

ただし、ご契約者が取引などで本データを入力し、ご契約者以外の第三者に提供する場合は、必ずプリントアウトした紙、又はそのPDFにより提供してください。

なお、ご契約者が該非判定コーナーを解約した場合は、入手した全ての「パラメータシート別表第2化学品関連」(EXCEL形式)を直ちに廃棄して下さい。

ただし、判定結果を記入した起票データ及びそれをイメージスキャナにより電子化したものについては除きます。

※作成者欄の「印」及び「電話」の扱いについて

<https://www.cistec.or.jp/koumoku/notice/stamp.pdf>

↑ 該非判定コーナーのID・PWが必要です

※ご利用方法、著作権等に関しては「総合データベース利用規約」及び「総合データベースの利用に関する細則」に準拠して取り扱われることとします。ご確認ください。

<https://www.cistec.or.jp/about/yakkan/rule.html>

目次

1. 別表第2化学品関連 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法
 2. 「輸出貿易管理令の運用について」による輸出令別表第2の解釈
 3. 輸出令の該当非判定用パラメータシート
 - 別表第2の21の3の項
 - 別表第2の35の項
 - 別表第2の35の3の項
 - 別表第2の35の4の項(1)
- 付録 別表第2該当品目リスト

1. 輸出貿易管理令 別表第2関連物質 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法

(1)本パラメータシートは、下記の政省令に基づくものである。

- [政令]: 「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」と略する):昭和24年 政令第378号
 最終改正:令和5年12月20日公布 令和5年12月27日施行 政令第364号
 「麻薬及び向精神薬取締法施行令」:昭和28年 政令第57号
 「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」:平成6年 政令第308号
 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」:昭和49年 政令第202号
 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」:平成27年 政令第378号
- [省令]: 「輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令」
 :平成4年 通商産業省令第38号
 最終改正:令和4年11月1日公布 11月15日施行 経済産業省令第81号
- [告示]: 「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の3の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるもの」
 最終改正:平成29年7月24日公布 経済産業省告示172号

- [運用通達等]: 「輸出貿易管理令の運用について」
 最終改正:令和7年2月10日公布 令和7年2月18日施行 輸出注意事項2025第3号
 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」(*)
 最終改正:令和7年3月3日公布 3月17日施行 輸出注意事項2025第5号
 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A, 附属書B, 附属書(*)
 C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」
 最終改正施行:令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号
 「化学物質の輸出承認について」(*)
 最終改正:令和7年2月10日公布 令和7年2月18日施行 輸出注意事項2025第3号
 「特定水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」(*)
 最終改正:令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号

(2)本パラメータシートの対象貨物範囲は、下記の通り

貨物名	輸出令別表第2の項番	物質リストの様式番号
麻薬及び向精神薬原料関連	21の3の項	別2-21-3項物質リスト
オゾン層を破壊する物質関連	35の項	別2-35項物質リスト
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連	35の3の項	別2-35-3項物質リスト
水俣条約で規定する特定の水銀(※)	35の4の項(1)	無し

※ 35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない。

但し、輸出令別表第2には上記以外の貨物も掲載されているので、本パラメータシートで非該当と判定された場合であっても他の項に該当しないかどうか確認すること。

(3)各項のパラメータシート、物質リスト、運用通達の解釈の各々の右上には下記に示す2つの日付が表示されている。

	21の3の項	35の項	35の3の項	35の4の項(1)
パラメータシート	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応
物質リスト	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	
運用通達の解釈		CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日施行政省令等対応

上記各々の意味は下記に示す通りである。

CISTEC yyyy.mm.dd: 表紙に表示される出版物としてのパラメータシートの発行日付。

年月日施行政省令等対応: 上記1.(1)に示す各項の重要通達(*)のパラメータシートの該非判定に係る最終の改正の日付。

- (4)様式で示された質問に対し、回答欄の 内に「レ」あるいは「×」を記入し、回答欄に表示されている指示に従いチェックを進めること。
- (5)判定しにくい場合、又は条件付きの場合は、記入欄にその旨記入すること。
- (6)質問欄の上部の「貨物名」「メーカー名」「品種及び等級」は当該様式の全ページに記入すること。
- (7)パラメータシート最終判定が該当となった場合、「輸出貿易管理令」による輸出承認申請が必要。これは承認可否とは別である。
- (8)除外規定の運用通達の2-1-1(5) 輸出令別表第2の解釈(イ)(ロ)(ハ)が適用され、非該当になるケースは限定的であるので、特に慎重に適用可否を検討すること。
- (9)当該様式の「作成責任者」の欄に記入の上、捺印すること。

2. 「輸出貿易管理令の運用について」による輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2(これに基づく貨物省令及び通商産業省告示を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

(イ) 包装用として使用されているもの(36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

(ロ) 他の貨物の部分をなしているもの(貨物の主体が他の貨物である場合に限る。)であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの(35の4の項(2)並びに36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

(ハ) 他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの(35の4、36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。)

別表第2の35の項中の解釈を要する語については、様式別2-35項物質リスト

別表第2の35の3の項中の解釈を要する語については、様式別2-35-3項物質リスト

別表第2の35の4の項中の解釈を要する語については、様式別2-35-4 該非判定用パラメータシートを確認する。

3. 輸出令の該非判定用パラメータシート

別表第2の21の3の項

別表第2の35の項

別表第2の35の3の項

別表第2の35の4の項(1)

輸出令 別表第2の21の3の項

(1/1)

麻薬又は向精神薬原料関係

該非判定用パラメータシート
様式 別2-21-3

貨物名: _____

©CISTEC 2025.03.17

メーカー名: _____

(令和7年3月17日施行政省令等対応)

品種及び等級: _____

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄												
	いいえ	はい	記入欄										
1) 製品中に様式別2-21-3項の物質リストの化学物質を含むか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 9) 記入後 2) へ											
2) アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトンか	<input type="checkbox"/> 3) へ	<input type="checkbox"/> 非該当											
3) 放射性物質を含有する物か	<input type="checkbox"/> 4) へ	<input type="checkbox"/> 非該当											
4) バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸か	<input type="checkbox"/> 5) へ	<input type="checkbox"/> 非該当											
5) 輸出統計品目表 第32・04項、第32・08項、第32・10項、第32・15項、第33・04項、第34・03項、第35・06項、第38・14項及び第38・15項に該当する物品に含有されるアセトン、エチルメチルケトン(MEK)及びトルエンか	<input type="checkbox"/> 7) へ	<input type="checkbox"/> 6) へ	<input type="checkbox"/> 第32・04項 <input type="checkbox"/> 第32・08項 <input type="checkbox"/> 第32・10項 <input type="checkbox"/> 第32・15項 <input type="checkbox"/> 第33・04項 <input type="checkbox"/> 第34・03項 <input type="checkbox"/> 第35・06項 <input type="checkbox"/> 第38・14項 <input type="checkbox"/> 第38・15項										
6) 第32・04項、第33・04項及び第35・06項に該当する物品であって化学的に単一の化合物であるか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当											
7) 輸出統計品目表 第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される塩化水素の水溶液(別名塩酸)及び硫酸か	<input type="checkbox"/> 8) へ	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 第34・02項 <input type="checkbox"/> 第38・10項 <input type="checkbox"/> 第38・15項										
8) 含有比率は規制値を超えているか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当											
9) 製品中に含まれている下記化学物質名及び含有比率	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">化学物質名</th> <th>含有比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			化学物質名	含有比率(%)								
化学物質名	含有比率(%)												

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

最終判定	回答欄	記入欄
		輸出令別表第2の21の3の項に <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏名 _____ 印

電話 () _____

様式 別2—21—3項物質リスト

(1/3)

©CISTEC 2025.03.17

(令和7年3月17日施行政省令等対応)

輸出貿易管理令別表第2の21の3項

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	規制値	該非
1	N-アセチルアントラニル酸		89-52-1	>50%	<input type="checkbox"/>
	N-アセチルアントラニル酸塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
2	アセトン		67-64-1	>50%	<input type="checkbox"/>
3	4-アニリノピペリジン		23056-29-3	>50%	<input type="checkbox"/>
	4-アニリノピペリジン塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
	4-アニリノピペリジン塩酸塩		1193388-65-6	>50%	<input type="checkbox"/>
4	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン		21409-26-7	>50%	<input type="checkbox"/>
	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
5	アントラニル酸		118-92-3	>50%	<input type="checkbox"/>
	アントラニル酸塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
6	イソサフロール		120-58-1	>50%	<input type="checkbox"/>
7	エチルエーテル	ジエチルエーテル又はエーテル	60-29-7	>50%	<input type="checkbox"/>
8	エチルメチルケトン	メチルエチルケトン又はMEK	78-93-3	>50%	<input type="checkbox"/>
9	エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKエチルグリシデート	28578-16-7	>50%	<input type="checkbox"/>
	エチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
10	エルゴタミン		113-15-5	>50%	<input type="checkbox"/>
	エルゴタミン塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
11	エルゴメトリン		60-79-7	>50%	<input type="checkbox"/>
	エルゴメトリン塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
12	塩化水素の水溶液	塩酸	7647-01-0	>10%	<input type="checkbox"/>
13	過マンガン酸カリウム		7722-64-7	>10%	<input type="checkbox"/>
14	サフロール		94-59-7	>50%	<input type="checkbox"/>
15	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート		125541-22-2	>50%	<input type="checkbox"/>
	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩酸塩		1197227-86-3	>50%	<input type="checkbox"/>

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	規制値	該非
16	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート	1-boc-4-ピペリドン	79099-07-3	> 50%	<input type="checkbox"/>
	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
		1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩酸塩	865711-37-1	> 50%	<input type="checkbox"/>
17	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK tert-ブチルグリシデート	-	> 50%	<input type="checkbox"/>
	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
18	トルエン	トルオール	108-88-3	> 50%	<input type="checkbox"/>
19	ピペリジン		110-89-4	> 50%	<input type="checkbox"/>
	ピペリジン塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
20	ピペリジン-4-オン		41661-47-6	> 50%	<input type="checkbox"/>
	ピペリジン-4-オン塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
		ピペリジン-4-オン塩酸塩	41979-39-9	> 50%	<input type="checkbox"/>
		ピペリジン-4-オントリフルオロ酢酸塩	223142-89-0	> 50%	<input type="checkbox"/>
21	ピペロナール		120-57-0	> 50%	<input type="checkbox"/>
22	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド		1609-66-1	> 50%	<input type="checkbox"/>
	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
		N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩酸塩	22352-81-4	> 50%	<input type="checkbox"/>
23	1-フェネチルピペリジン-4-オン		39742-60-4	> 50%	<input type="checkbox"/>
	1-フェネチルピペリジン-4-オン塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
24	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKブチルグリシデート	-	> 50%	<input type="checkbox"/>
	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
25	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKプロピルグリシデート	-	> 50%	<input type="checkbox"/>
	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	> 50%	<input type="checkbox"/>
26	無水酢酸		108-24-7	> 50%	<input type="checkbox"/>

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	規制値	該非
27	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKイソプロピルグリシデート	-	>50%	<input type="checkbox"/>
	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
28	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMK sec-ブチルグリシデート	-	>50%	<input type="checkbox"/>
	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
29	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート	PMKイソブチルグリシデート	-	>50%	<input type="checkbox"/>
	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
30	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート	PMK glycidate、PMKグリシデート、PMKメチルグリシデート	13605-48-6	>50%	<input type="checkbox"/>
	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
31	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸	PMK glycidic acid、PMKグリシド酸	-	>50%	<input type="checkbox"/>
	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
32	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン		4676-39-5	>50%	<input type="checkbox"/>
33	リゼルギン酸		82-58-6	>50%	<input type="checkbox"/>
	リゼルギン酸塩類		-	>50%	<input type="checkbox"/>
34	硫酸		7664-93-9	>10%	<input type="checkbox"/>

輸出令 別表第2の35の項

モントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書E関係

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35

(1/1)

貨物名: _____

©CISTEC 2025.03.17

メーカー名: _____

(平成16年1月1日施行政省令等対応)

品種及び等級: _____

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1) 様式別2-35項の物質リストの1、2、3、4、5若しくは6の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 7) 記入後 2) へ	
2) 輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 3) へ	
3) 様式別2-35項の物質リストの1. (1)、2若しくは3の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	<input type="checkbox"/> 5) へ	<input type="checkbox"/> 4) へ	
4) 次のいずれかに該当するものか ①エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ②冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④発泡製品及びその原料に含まれているもの	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
5) 様式別2-35項の物質リストの1. (2)、4若しくは5の化学物質又はこれらが含まれた混合物か	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 6) へ	
6) 次のいずれかに該当するものか ①消火器の中に消火剤として入っているもの ②消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
7) 製品中に含まれている様式 別2-35項物質リストの化学物質名			
化学物質名		様式別2-35の物質リストNo.	
記入例: ブロモトリフルオロメタン		記入例: 1. (2)2	

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

	回答欄	記入欄
最終判定	輸出令別表第2の35の項に <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

_____ 印

() _____

1. モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質

©CISTEC 2025.03.17
(平成16年1月1日施行政省令等対応)

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	備考(ODP)	該非
(1)グループ I					
1	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4	1.0	<input type="checkbox"/>
2	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8	1.0	<input type="checkbox"/>
3	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	76-13-1	0.8	<input type="checkbox"/>
4	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	76-14-2	1.0	<input type="checkbox"/>
5	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	76-15-3	0.6	<input type="checkbox"/>
(2)グループ II					
1	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	353-59-3	3.0	<input type="checkbox"/>
2	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	75-63-8	10.0	<input type="checkbox"/>
3	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	124-73-2	6.0	<input type="checkbox"/>

2. モントリオール議定書附属書Bに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	備考(ODP)	該非
(1)グループ I					
1	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	75-72-9	1.0	<input type="checkbox"/>
2	ペンタクロロフルオロエタン	CFC-111	354-56-3	1.0	<input type="checkbox"/>
3	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	76-12-0	1.0	<input type="checkbox"/>
4	ヘプタクロロフルオロプロパン	CFC-211	422-78-6	1.0	<input type="checkbox"/>
5	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212	3182-26-1	1.0	<input type="checkbox"/>
6	ペンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213	2354/6/5	1.0	<input type="checkbox"/>
7	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214	677-68-9	1.0	<input type="checkbox"/>
8	トリクロロペンタフルオロプロパン	CFC-215	4259-43-2	1.0	<input type="checkbox"/>
9	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216	661-97-2	1.0	<input type="checkbox"/>
10	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217	422-86-6	1.0	<input type="checkbox"/>
(2)グループ II					
1	四塩化炭素	テトラクロロメタン、パークロロメタン	56-23-5	1.1	<input type="checkbox"/>
(3)グループ III					
1	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム	71-55-6	0.1	<input type="checkbox"/>

3. モントリオール議定書附属書Cのグループ I に掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS登録番号	備考(ODP)	該非
1	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	75-43-4	0.04	<input type="checkbox"/>
2	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	75-45-6	0.055	<input type="checkbox"/>
3	クロロフルオロメタン	HCFC-31	593-70-4	0.02	<input type="checkbox"/>
4	テトラクロロフルオロエタン	HCFC-121	354-14-3	0.04	<input type="checkbox"/>
5	トリクロロジフルオロエタン	HCFC-122	354-21-2	0.08	<input type="checkbox"/>
6	ジクロロトリフルオロエタン	HCFC-123	34077-87-7	0.06	<input type="checkbox"/>
7	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	306-83-2	0.02	<input type="checkbox"/>
8	クロロテトラフルオロエタン	HCFC-124	63938-10-3	0.04	<input type="checkbox"/>
9	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	2837-89-0	0.022	<input type="checkbox"/>
10	トリクロロフルオロエタン	HCFC-131	359-28-4	0.05	<input type="checkbox"/>
11	ジクロロジフルオロエタン	HCFC-132	1649-08-7	0.05	<input type="checkbox"/>
12	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	431-07-2	0.06	<input type="checkbox"/>
13	ジクロロフルオロエタン	HCFC-141	430-57-9	0.07	<input type="checkbox"/>
14	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1717-00-6	0.11	<input type="checkbox"/>
15	クロロジフルオロエタン	HCFC-142	25497-29-4	0.07	<input type="checkbox"/>
16	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	75-68-3	0.065	<input type="checkbox"/>
17	クロロフルオロエタン	HCFC-151	1615-75-4	0.005	<input type="checkbox"/>
18	ヘキサクロロフルオロプロパン	HCFC-221	422-26-4	0.07	<input type="checkbox"/>
19	ペンタクロロジフルオロプロパン	HCFC-222	422-49-1	0.09	<input type="checkbox"/>
20	テトラクロロトリフルオロプロパン	HCFC-223	422-52-6	0.08	<input type="checkbox"/>
21	トリクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-224	422-54-8	0.09	<input type="checkbox"/>
22	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	127564-92-5	0.07	<input type="checkbox"/>
23	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225ca	422-56-0	0.025	<input type="checkbox"/>

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
24	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225cb	507-55-1	0.033	<input type="checkbox"/>
25	クロロヘキサフルオロプロパン	HCFC-226	431-87-8	0.1	<input type="checkbox"/>
26	ペンタクロロフルオロプロパン	HCFC-231	421-94-3	0.09	<input type="checkbox"/>
27	テトラクロロジフルオロプロパン	HCFC-232	460-89-9	0.1	<input type="checkbox"/>
28	トリクロロトリフルオロプロパン	HCFC-233	7125-84-0	0.23	<input type="checkbox"/>
29	ジクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-234	425-94-5	0.28	<input type="checkbox"/>
30	クロロペンタフルオロプロパン	HCFC-235	460-92-4	0.52	<input type="checkbox"/>
31	テトラクロロフルオロプロパン	HCFC-241	666-27-3	0.09	<input type="checkbox"/>
32	トリクロロジフルオロプロパン	HCFC-242	460-63-9	0.13	<input type="checkbox"/>
33	ジクロロトリフルオロプロパン	HCFC-243	460-69-5	0.12	<input type="checkbox"/>
34	クロロテトラフルオロプロパン	HCFC-244	679-85-6	0.14	<input type="checkbox"/>
35	トリクロロフルオロプロパン	HCFC-251	421-41-0	0.01	<input type="checkbox"/>
36	ジクロロジフルオロプロパン	HCFC-252	819-00-1	0.04	<input type="checkbox"/>
37	クロロトリフルオロプロパン	HCFC-253	460-35-5	0.03	<input type="checkbox"/>
38	ジクロロフルオロプロパン	HCFC-261	420-97-3	0.02	<input type="checkbox"/>
39	クロロジフルオロプロパン	HCFC-262	421-02-3	0.02	<input type="checkbox"/>
40	クロロフルオロプロパン	HCFC-271	430-55-7	0.03	<input type="checkbox"/>

4. モントリオール議定書附属書CのグループIIに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	ジブロモフルオロメタン	CH ₂ FBr ₂	1868-53-7	1.0	<input type="checkbox"/>
2	ブロモジフルオロメタン	CHF ₂ Br	1511-62-2	0.74	<input type="checkbox"/>
3	ブロモフルオロメタン	CH ₂ FBr	373-52-4	0.73	<input type="checkbox"/>
4	テトラブロモフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₄ Br ₄	306-80-9	0.8	<input type="checkbox"/>
5	トリブロモジフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₃ Br ₃	—	1.8	<input type="checkbox"/>
6	ジブロモトリフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₃ Br ₂	354-04-1	1.6	<input type="checkbox"/>
7	ブロモテトラフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₄ Br	124-72-1	1.2	<input type="checkbox"/>
8	トリブロモフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₃ Br ₃	598-67-4	1.1	<input type="checkbox"/>
9	ジブロモジフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂	31392-96-8	1.5	<input type="checkbox"/>
10	ブロモトリフルオロエタン	C ₂ H ₂ F ₃ Br	421-06-7	1.6	<input type="checkbox"/>
11	ジブロモフルオロエタン	C ₂ H ₃ FBr ₂	358-97-4	1.7	<input type="checkbox"/>
12	ブロモジフルオロエタン	C ₂ H ₃ F ₂ Br	359-07-9	1.1	<input type="checkbox"/>
13	ブロモフルオロエタン	C ₂ H ₄ FBr	762-49-2	0.1	<input type="checkbox"/>
14	ヘキサブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₆ Br ₆	—	1.5	<input type="checkbox"/>
15	ペンタブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₅ Br ₅	—	1.9	<input type="checkbox"/>
16	テトラブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₄	—	1.8	<input type="checkbox"/>
17	トリブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₃	—	2.2	<input type="checkbox"/>
18	ジブロモペンタフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₅ Br ₂	431-78-7	2.0	<input type="checkbox"/>
19	ブロモヘキサフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₆ Br	2252-79-1	3.3	<input type="checkbox"/>
20	ペンタブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₅ Br ₅	—	1.9	<input type="checkbox"/>
21	テトラブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₄	—	2.1	<input type="checkbox"/>
22	トリブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃	—	5.6	<input type="checkbox"/>
23	ジブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂	—	7.5	<input type="checkbox"/>
24	ブロモペンタフルオロプロパン	C ₃ H ₂ F ₅ Br	422-01-5	1.4	<input type="checkbox"/>
25	テトラブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₃ FBr ₄	148875-95-0	1.9	<input type="checkbox"/>
26	トリブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃	70192-80-2	3.1	<input type="checkbox"/>
27	ジブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂	431-21-0	2.5	<input type="checkbox"/>
28	ブロモテトラフルオロプロパン	C ₃ H ₃ F ₄ Br	679-84-5	4.4	<input type="checkbox"/>
29	トリブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₄ FBr ₃	75372-14-4	0.3	<input type="checkbox"/>
30	ジブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂	460-25-3	1.0	<input type="checkbox"/>
31	ブロモトリフルオロプロパン	C ₃ H ₄ F ₃ Br	421-46-5	0.8	<input type="checkbox"/>
32	ジブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₅ FBr ₂	51584-26-0	0.4	<input type="checkbox"/>
33	ブロモジフルオロプロパン	C ₃ H ₅ F ₂ Br	420-98-4	0.8	<input type="checkbox"/>
34	ブロモフルオロプロパン	C ₃ H ₆ FBr	352-91-0	0.7	<input type="checkbox"/>

5. モントリオール議定書附属書CのグループⅢに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	ブロモクロロメタン	CH ₂ BrCl	74-97-5	0.12	<input type="checkbox"/>

6. モントリオール議定書附属書Eに掲げる物質

	物質名	別名	代表的なCAS 登録番号	備考 (ODP)	該非
1	臭化メチル	CH ₃ Br	74-83-9	0.6	<input type="checkbox"/>

以上

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35	附属書Aに掲げる物質	グループ I に属するクロロペンタフルオロエタン(フロン115)、ジクロロジフルオロメタン(フロン12)、ジクロロテトラフルオロエタン(フロン114)、トリクロロトリフルオロエタン(フロン113)又はトリクロロフルオロメタン(フロン11)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
		グループ II に属するブromoklorodifluorometan(ハロン1211)、ジブromotetrafluorometan(ハロン2402)又はブromotrifluorometan(ハロン1301)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
	附属書Bに掲げる物質	グループ I に属するクロロトリフルオロメタン(フロン13)、クロロヘptaフルオロプロパン(フロン217)、ジクロロヘキサフルオロプロパン(フロン216)、テトラクロロジフルオロエタン(フロン112)、テトラクロロテトラフルオロプロパン(フロン214)、トリクロロペンタフルオロプロパン(フロン215)、ヘキサクロロジフルオロプロパン(フロン212)、ヘptaクロロフルオロプロパン(フロン211)、ペンタクロロトリフルオロプロパン(フロン213)若しくはペンタクロロフルオロエタン(フロン111)、グループ II に属する四塩化炭素又はグループ III に属する1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの

<p>付属書CのグループIIに属する物質</p>	<p>ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)、クロロジフルオロメタン(HCFC-22)、クロロフルオロメタン(HCFC-31)、テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)、トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)、ジクロロトリフルオロエタン、(HCFC-123)、2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(HCFC-123)、クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)、2クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)、トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)、ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)、クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)、ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)、1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141-b)、クロロジフルオロエタン(HCFC-142)、1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)、クロロフルオロエタン(HCFC-151)、ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)、ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)、テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)、トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)、ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)、3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2, -ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)、1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)、クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)、ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)、テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)、トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)、ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)、クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)、テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)、トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)、ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)、クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)、トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)、ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)、クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)、ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)、クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)、クロロフルオロプロパン(HCFC-271)並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
	<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの</p>
<p>付属書CのグループIIIに属する物質</p>	<p>ジブロモフルオロメタン、ブロモジフルオロメタン、ブロモフルオロメタン、テトラブロモフルオロエタン、トリブロモジフルオロエタン、ジブロモトリフルオロエタン、ブロモテトラフルオロエタン、トリブロモフルオロエタン、ジブロモジフルオロエタン、ブロモトリフルオロエタン、ジブロモフルオロエタン、ブロモジフルオロエタン、ブロモフルオロエタン、ヘキサブロモフルオロプロパン、ペンタブロモジフルオロプロパン、テトラブロモトリフルオロプロパン、トリブロモテトラフルオロプロパン、ジブロモペンタフルオロプロパン、ブロモヘキサフルオロプロパン、ペンタブロモフルオロプロパン、テトラブロモジフルオロプロパン、トリブロモトリフルオロプロパン、ジブロモテトラフルオロプロパン、ブロモペンタフルオロプロパン、テトラブロモフルオロプロパン、トリブロモジフルオロプロパン、ジブロモトリフルオロプロパン、ブロモテトラフルオロプロパン、トリブロモフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモトリフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモジフルオロプロパン又はブロモフルオロプロパン並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
	<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンペ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
<p>付属書CのグループIIIに属する物質</p>	<p>ブロモクロメタン及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
	<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中の消化剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンペ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
<p>付属書Eに掲げる物質</p>	<p>付属書Eに掲げる臭化メチル及び当該物質が含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンペ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>

輸出令 別表第2の35の3の項

ロッテルダム条約付属書Ⅲ、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、労安法及び化審法関係

貨物名: _____

メーカー名: _____

品種及び等級: _____

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

(1/1)

©CISTEC 2025.03.17

(令和7年2月18日施行政省令等対応)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か?	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 様式別 2-35-4へ	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)であって、水銀の濃度は95%以上か?	<input type="checkbox"/> 3)へ	<input type="checkbox"/> 様式別 2-35-4へ	濃度: %
3)輸出しようとする貨物に、様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有しているか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 13)記入後 4)へ	
4)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質は標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定められるもの)として用いられるもののみか(標準物質作製のための原料として用いられるものを除く。)	<input type="checkbox"/> 6)へ	<input type="checkbox"/> 5)へ	
5)当該標準物質又はこれに含有される化学物質について、認証機関が発行した証明書、これらの物質の製造業者が作製した技術資料(製品のパンフレットを含む。)又は日本産業規格(JIS)Z7253に基づく安全データシート(SDS)等において標準物質であることが確認できるか	<input type="checkbox"/> 6)へ	<input type="checkbox"/> 非該当	
6)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有量にかかわらず、意図的に混合しているか	<input type="checkbox"/> 7)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
7)様式別2-35-3項の物質リストの5の化学物質の含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	<input type="checkbox"/> 9)へ	<input type="checkbox"/> 8)へ	
8)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年9月3日 薬生発0903 第1号、20180829製局第2号、環保企発第1808319号)3-4(BAT値)を適用できるか	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
9)トリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	<input type="checkbox"/> 10)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
10)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の1~3が0.1%以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	<input type="checkbox"/> 11)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
11)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の4が0.1%超含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	<input type="checkbox"/> 12)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
12)液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超えるか	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
13)貨物中に含まれている下記化学物質名及び含有比率			
	化学物質名	含有比率(%)	様式別2-35-3 の物質リスト No.
	記入例:エンドスルファン	0.05	1(17)、5(29)

最 終 判 定	回 答 欄		記 入 欄
	輸出令別表第2の35の3の項に <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当		

作成責任者:

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

(作成年月日 年 月 日)

_____ 印

() _____

1 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1] 35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	2, 4, 5-T, 2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	駆除剤				<input type="checkbox"/>
2	アラクロール	2-クロロ-N-(2, 6-ジエチルフェニル)-N-(メキシメチル)アセタミド	15972-60-8	駆除剤				<input type="checkbox"/>
3	アルジカルブ	2-メチル-2-(メチルチオ)プロパノール=O-[(メチルアミノ) カルボニル] オキシム	116-06-3	駆除剤				<input type="checkbox"/>
4	アルドリノ	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	309-00-2	駆除剤	○		5の(4)と同じ	<input type="checkbox"/>
5	アジンホスメチル		86-50-0	駆除剤				<input type="checkbox"/>
6	ピナバクリル		485-31-4	駆除剤				<input type="checkbox"/>
7	カプタホール	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド又はダイホルタン	2425/6/1	駆除剤				<input type="checkbox"/>
8	カルボフラン	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	1563-66-2	駆除剤				<input type="checkbox"/>
9	クロルデン	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	57-74-9	駆除剤	○		5の(8)と同じ	<input type="checkbox"/>
10	クロルジメホルム	N-(4-クロロ-2-メチルフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジン	6164-98-3	駆除剤				<input type="checkbox"/>
11	クロロベンジレート		510-15-6	駆除剤				<input type="checkbox"/>
12	DDT	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	50-29-3	駆除剤	○		5の(7)と同じ	<input type="checkbox"/>
13	ディルドリン	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	60-57-1	駆除剤	○		5の(5)と同じ	<input type="checkbox"/>
14	ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)及びジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	DNOC DNOCアンモニウム塩 DNOCカリウム塩 DNOCナトリウム塩	534-52-1 2980-64-5 5787-96-2 2312-76-7	駆除剤				<input type="checkbox"/>
15	ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール、その塩及びそのエステル化合物 ジノセブ	88-85-7	駆除剤				<input type="checkbox"/>
16	1, 2-ジブプロモエタン	エチレンジブプロマイド、EDB	106-93-4	駆除剤				<input type="checkbox"/>
17	エンドスルファン	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド 又はベンゾエピン	115-29-7	駆除剤			5の(29)と同じ	<input type="checkbox"/>
18	1, 2-ジクロロエタン	エチレンジクロライド、EDC	107-06-2	駆除剤				<input type="checkbox"/>
19	エチレンオキシド	酸化エチレン、EO	75-21-8	駆除剤		○		<input type="checkbox"/>
20	フルオロアセトアミド	モノフルオロ酢酸アミド	640-19-7	駆除剤			3の(1)⑨と同じ 3の(2)⑨と同じ	<input type="checkbox"/>
21	HCH(異性体混合物)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(異性体混合物)	608-73-1	駆除剤				<input type="checkbox"/>
22	ヘプタクロル	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	76-44-8	駆除剤	○		5の(8)と同じ	<input type="checkbox"/>
23	ヘキサクロロベンゼン	HCB	118-74-1	駆除剤	○		5の(3)と同じ	<input type="checkbox"/>
24	リンデン	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン(ガンマ異性体)、γBHC	58-89-9	駆除剤	○		5の(22)と同じ	<input type="checkbox"/>
25	水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)			駆除剤				<input type="checkbox"/>

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
26	メタミドホス	O, S-ジメチル=ホスホルアミド=チオアート	10265-92-6	駆除剤				<input type="checkbox"/>
27	モノクロトホス	3-(ジメチルホスフィニルオキシ)-N-メチル-cis-クロトンアミド	6923-22-4	駆除剤				<input type="checkbox"/>
28	パラチオン	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	56-38-2	駆除剤			3の(1)③と同じ 3の(2)③と同じ	<input type="checkbox"/>
29	ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物	ペンタクロロフェノール ナトリウム塩 ナトリウム塩-水和物 ラウリン酸エステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9	駆除剤	○		5の(31)と同じ	<input type="checkbox"/>
30	ホレート		298-02-2	駆除剤				<input type="checkbox"/>
31	テルブホス	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)	13071-79-9	駆除剤				<input type="checkbox"/>
32	トキサフェン		8001-35-2	駆除剤	○		5の(12)と同じ	<input type="checkbox"/>
33	トリクロルホン	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP	52-68-6	駆除剤				<input type="checkbox"/>
34	ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 (ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上をすべて含む粉剤でない場合を除く)	ベノミル カルボフラン チウラム	17804-35-2 1563-66-2 137-26-8	著しく有害な駆除剤				<input type="checkbox"/>
35	ホスファミドン (1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合を除く)	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト (E)異性体及び(Z)異性体の混合物 (Z)異性体 (E)異性体	13171-21-6 23783-98-4 297-99-4	著しく有害な駆除剤			3の(1)⑤と同じ 3の(2)⑤と同じ	<input type="checkbox"/>
36	メチルパラチオン (19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合を除く)	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	298-00-0	著しく有害な駆除剤			3の(1)⑥と同じ 3の(2)⑥と同じ	<input type="checkbox"/>
37	石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)	アクチノライト アンソフィライト アモサイト クロシドライト トレモライト	77536-66-4 77536-67-5 12172-73-5 12001-28-4 77536-68-6	工業用化学物質		○		<input type="checkbox"/>
38	商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)	ヘキサブロモジフェニルエーテル ヘプタブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 68928-80-3	工業用化学物質	○		5の(27)と同じ 5の(28)と同じ	<input type="checkbox"/>
39	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)	テトラブロモジフェニルエーテル ペンタブロモジフェニルエーテル	40088-47-9 32534-81-9	工業用化学物質	○		5の(25)と同じ 5の(26)と同じ	<input type="checkbox"/>
40	デカブロモジフェニルエーテル		1163-19-5	工業用化学物質	○		5の(33)と同じ	<input type="checkbox"/>

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
41	ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロドデカン ヘキサブロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 25637-99-4 3194-55-6	工業用 化学物 質	○		5の(30)と同じ	<input type="checkbox"/>
42	ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオ ロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタ ンスルホンアミド及びペルフルオロオクタ ンスルホニル化合物(ペルフルオロオクタンス ルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カ リウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチ ウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニ ウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタ ノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンス ルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフル オロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアン モニウム、N-エチルペルフルオロオクタンス ルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタ ンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエ チル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N- (2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロ オクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタ ンスルホニルフルオリドを含む。)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモ ニウム ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノ ールアンモニウム ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエ チルアンモニウム ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジ メチルアンモニウム N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミ ド N-メチルペルフルオロオクタンスルホン アミド N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフル オロオクタンスルホンアミド N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフル オロオクタンスルホンアミド ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	1763-23-1 2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8 4151-50-2 31506-32-8 1691-99-2 24448-09-7 307-35-7	工業用 化学物 質	○		5の(17)と同じ 5の(17)と同じ 5の(17)と同じ 5の(17)と同じ 5の(17)と同じ 5の(17)と同じ 5の(18)と同じ	<input type="checkbox"/>
43	ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオク タン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連 物質(※) (※)「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の 解釈は次のとおり行う。 (1)炭素原子(C)に結合する直鎖状又は 分岐状のペルフルオロヘプチル基(C ₇ F ₁ 5)を構造要素の1つとして有する関連物質 (その塩及びポリマーを含む)。 (2)直鎖状又は分岐状のペルフルオロオク チル基(C ₈ F ₁₇)を構造要素の1つとして 有する関連物質(その塩及びポリマーを含 む)。 (3)以下の化合物は含まれない。 ・C ₈ F ₁₇ -X (X= F, Cl, Br) ・C ₈ F ₁₇ -C(=O)OH、C ₈ F ₁₇ -C(= O)O-X' 又は、C ₈ F ₁₇ -CF ₂ -X' (X' = 任意の基(塩を含む)) ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその 誘導体(C ₈ F ₁₇ SO ₂ X(X= OH、金属塩 (O-M+)、ハロゲン化物、アミド、及びポリ マーを含むその他の誘導体))	ペルフルオロオクタン酸 ペルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩 ペルフルオロオクタン酸のナトリウム塩 ペルフルオロオクタン酸のカリウム塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8	工業用 化学物 質	○		5の(34)と同じ	<input type="checkbox"/>

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
44	ポリ臭化ビフェニル	PBB 六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6	工業用 化学物 質	○		5の(24)と同じ	<input type="checkbox"/>
45	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	工業用 化学物 質	○		5の(1)と同じ	<input type="checkbox"/>
46	ポリ塩化テルフェニル	PCT	61788-33-8	工業用 化学物 質				<input type="checkbox"/>
47	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	短鎖塩化パラフィン	85535-84-8	工業用 化学物 質			5の(32)と同じ	<input type="checkbox"/>
48	四エチル鉛	テトラエチル鉛	78-00-2	工業用 化学物 質		○	3の(1)②と同じ 3の(2)②と同じ	<input type="checkbox"/>
49	四メチル鉛	テトラメチル鉛	75-74-1	工業用 化学物 質		○	3の(1)②と同じ 3の(2)②と同じ	<input type="checkbox"/>
50	トリス(2,3-ジブロモプロピル)＝ホスファート		126-72-7	工業用 化学物 質				<input type="checkbox"/>
51	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て)	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド トリブチルスズ＝フルオリド トリブチルスズ＝メタクリラート トリブチルスズ＝ベンゾアート トリブチルスズ＝クロリド トリブチルスズ＝リノレアート トリブチルスズ＝ナフテナート その他多数	56-35-9 1983-10-4 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2	駆除剤 ／工業 用化学 物質			5の(9)と同じ	<input type="checkbox"/>

2 輸出入貿易管理令別表第2の35の3項(2)に掲げる貨物(農業取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	分類	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	テトラエチルピロホスフェート	TEPP	107-49-3				3の(1)⑦と同じ 3の(2)⑦と同じ	<input type="checkbox"/>
2	水銀		7439-97-6					<input type="checkbox"/>
3	砒酸鉛		7645-25-2			○		<input type="checkbox"/>
4	水酸化トリシクロヘキシルスズ	シヘキサチン	13121-70-5					<input type="checkbox"/>
5	2,4,6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル	CNP又はクロロニトロフェン	1836-77-7					<input type="checkbox"/>
6	ペンタクロロニトロベンゼン	PCNB又はキントゼン	82-68-8					<input type="checkbox"/>

※水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の95%以上の場合は、35の4の項(1)に該当する。

(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該当
1	オクタメチルピロホスホルアミド	シュラーダン又はOMPA	152-16-9				<input type="checkbox"/>
2	4アルキル鉛				○	1の(48)(49)と 一部同じ	<input type="checkbox"/>
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	パラチオン	56-38-2			1の(28)と同じ	<input type="checkbox"/>
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	メチルジメトン	8022-00-2				<input type="checkbox"/>
5	ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト	ホスファミドン	13171-21-6			1の(35)と同じ	<input type="checkbox"/>
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	メチルパラチオン	298-00-0			1の(36)と同じ	<input type="checkbox"/>
7	テトラエチルピロホスフェイト	TEPP	107-49-3			2の(2)と同じ	<input type="checkbox"/>
8	モノフルオール酢酸		144-49-0				<input type="checkbox"/>
9	モノフルオール酢酸アミド	フルオロアセトアミド	640-19-7			1の(20)と同じ	<input type="checkbox"/>
10	以上に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物						<input type="checkbox"/>

(2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該当
1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤	シュラーダン、OMPAを含有する製剤	152-16-9				<input type="checkbox"/>
2	4アルキル鉛を含有する製剤				○	1の(48)(49)と 同じ	<input type="checkbox"/>
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	パラチオンを含有する製剤	56-38-2			1の(28)と同じ	<input type="checkbox"/>
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルジメトン含有する製剤	8022-00-2				<input type="checkbox"/>
5	ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤	ホスファミドン含有する製剤	13171-21-6			1の(35)と同じ	<input type="checkbox"/>
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤	メチルパラチオン含有する製剤	298-00-0			1の(36)と同じ	<input type="checkbox"/>
7	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤	TEPP含有する製剤	107-49-3			2の(2)と同じ	<input type="checkbox"/>
8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤		144-49-0				<input type="checkbox"/>
9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	フルオロアセトアミド含有する製剤	640-19-7			1の(20)と同じ	<input type="checkbox"/>
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		20859-73-8				<input type="checkbox"/>

4 輸出入貿易管理令別表第2の35の3項(5)に掲げる貨物であって、次の1、2若しくは4から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は3に掲げる物をその重量の〇・パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該当
1	ベンジジン及びその塩	4, 4'-ジアミノビフェニル	92-87-5				<input type="checkbox"/>
2	4-アミノジフェニル及びその塩	4-アミノビフェニル	92-67-1				<input type="checkbox"/>
3	石綿(クリソタイル)	クリソタイル	12001-29-5		○		<input type="checkbox"/>
4	4-ニトロジフェニル及びその塩		92-93-3				<input type="checkbox"/>
5	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1				<input type="checkbox"/>
6	ペーターナフチルアミン及びその塩	2-ナフチルアミン又はアミノナフタレン	91-59-8				<input type="checkbox"/>

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
1	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	○		1の(45)と同じ	<input type="checkbox"/>
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	ポリクロロナフタレン	28699-88-9 1321-65-9 1335-88-2 1321-64-8 1335-87-1 32241-08-0 2234-13-1	○			<input type="checkbox"/>
3	ヘキサクロロベンゼン	HCB	118-74-1	○		1の(23)と同じ	<input type="checkbox"/>
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	アルドリン	309-00-2	○		1の(4)と同じ	<input type="checkbox"/>
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	デルドリン	60-57-1	○		1の(13)と同じ	<input type="checkbox"/>
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	エンドリン	72-20-8	○			<input type="checkbox"/>
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	50-29-3	○		1の(12)と同じ	<input type="checkbox"/>
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物	クオルデン、ヘプタクロル及びこれらの類縁化合物の混合物 クオルデン ヘプタクロル	57-74-9 76-44-8	○		1の(9)と同じ 1の(22)と同じ	<input type="checkbox"/>
9	ビス(トリブチルスズ)オキシド		56-35-9			1の(51)と同じ	<input type="checkbox"/>
10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N'-ジトリル N-トリル-N'-キシリル N,N'-ジキシリル	27417-40-9 70290-05-0 28726-30-9				<input type="checkbox"/>
11	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール		732-26-3				<input type="checkbox"/>
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン	トキサフェン	8001-35-2	○		1の(32)と同じ	<input type="checkbox"/>
13	ドデカクロロペンタシクロ[5, 3, 0 ^{2,6} , 0 ^{3,9} , 0 ^{4,8}]デカン	マイレックス	2385-85-5	○			<input type="checkbox"/>
14	2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	ケルセン又はジコホル	115-32-2 10606-46-9	○			<input type="checkbox"/>
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン		87-68-3	○			<input type="checkbox"/>
16	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール		3846-71-7				<input type="checkbox"/>

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)		POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) 又はその塩	PFOS又はその塩 PFOS PFOSのナトリウム塩 PFOSのリチウム塩 PFOSのアンモニウム塩 PFOSのジエタノールアミン塩 PFOSのテトラエチルアンモニウム塩 PFOSのジデシルジメチルアンモニウム塩	1763-23-1 2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8		○		1の(42)と同じ 1の(42)と同じ 1の(42)と同じ 1の(42)と同じ 1の(42)と同じ 1の(42)と同じ 1の(42)と同じ	<input type="checkbox"/>
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) =フルオリド	PFOSF	307-35-7		○		1の(42)と同じ	<input type="checkbox"/>
19	ペンタクロロベンゼン		608-93-5		○			<input type="checkbox"/>
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6		○			<input type="checkbox"/>
21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	ベータヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7		○			<input type="checkbox"/>
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9		○		1の(24)と同じ	<input type="checkbox"/>
23	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン	クロルデコン	143-50-0		○			<input type="checkbox"/>
24	ヘキサブロモビフェニル		36355-01-8		○		1の(44)と同じ	<input type="checkbox"/>
25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	2, 2', 4, 4' -テトラブロモジフェニル エーテル	40088-47-9		○		1の(39)と同じ	<input type="checkbox"/>
26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)	2, 2', 4, 4', 5-ペンタブロモジフェニル エーテル	32534-81-9		○		1の(39)と同じ	<input type="checkbox"/>
27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘキサブロモジフェニルエーテル 2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモジフェニルエーテル 2,2',4,4',5,6'-ヘキサブロモジフェニルエーテル	68631-49-2 207122-15-4		○		1の(37)と同じ	<input type="checkbox"/>
28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘプタブロモジフェニルエーテル 2,2',3,3',4,5',6-ヘプタブロモジフェニルエーテル 2,2',3,4,4',5',6-ヘプタブロモジフェニルエーテル	446255-22-7 207122-16-5		○		1の(37)と同じ	<input type="checkbox"/>
29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a,6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド類	エンドスルファン又はベンゾエピン エンドスルファン α-エンドスルファン β-エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9		○		1の(17)と同じ	<input type="checkbox"/>

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)		POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
30	ヘキサブロモシクロデカン	HBCD ヘキサブロモシクロデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサ ブロモシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9, 10-ヘキサプロ モシクロデカン	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7		○		1の(41)と同じ	<input type="checkbox"/>
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくは エステル	ペンタクロロフェノール ナトリウム塩 ナトリウム塩一水和物 ラウリン酸エステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9		○		1の(29)と同じ	<input type="checkbox"/>
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から 13までのものであって、塩素の含有量が 全重量の48パーセントを超えるものに限 る。)		85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2		○		1の(47)と同じ	<input type="checkbox"/>
33	1, 1'-オキシビス(2, 3, 4, 5, 6-ペン タプロモベンゼン)	デカプロモジフェニルエーテル	1163-19-5		○		1の(40)と同じ	<input type="checkbox"/>
34	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)若し くはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝 であって、炭素数が8のものに限る。)又は これらの塩	PFOA PFOAのアンモニウム塩 PFOAのナトリウム塩 PFOAのカルシウム塩 分岐ペルフルオロオクタン酸 分岐ペルフルオロオクタン酸アンモニウム 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7-ドデカフルオロ-6-(ト リフルオロメチル)ヘプタン酸 2,2,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロ-3,4-ビス(トリ フルオロメチル)ヘキサン酸 2,3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロ-2,5-ビス(トリ フルオロメチル)ヘキサン酸 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸アンモニ ウム塩 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2 ペンタフルオロエチル)ヘキサン酸ナトリウム 塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 90480-55-0 90480-56-1 15166-06-0 1882109-81-0 1882109-80-9 13058-06-5 1195164-59-0		○		1の(43)と同じ	<input type="checkbox"/>
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質であっ て、次に掲げるもの	① 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8- ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル =ヨージド) ② 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデ カン-1-オール(別名8:2フルオロテロ マーアルコール) ③ 化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律施行令第1条第1項第35号ハの規 定に基づき化学物質を定める省令(令和6 年厚生労働省、経済産業省、環境省第4号) に規定するもの *注1)	507-63-1 678-39-7		○ ○ ○			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

*注1)138アイテムの化学物質、具体的名称、構造式及びCAS登録番号はCISTECホームページ、下記に掲載済み。
トップページ>書籍・出版物・映像>該非判定帳票>B08パラメータシート<輸出貿易管理令別表第2関連>
URL : https://www.cistec.or.jp/publication/shoseki/b08_param_bepyou2.html

No.	物質名	別名	CAS登録番号 (例示)	POPs 条約 対象	特定 第一 種指 定化 学物 質(注)	備考	該非
36	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸) (別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アル カンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭 素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	PFHxS PFHxSのカリウム塩 PFHxSのリチウム塩 PFHxSのアンモニウム塩 PFHxSのナトリウム塩	355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 82382-12-5 1195164-59-0	○			<input type="checkbox"/>
37	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4, 6-ジターシャリ-ベンチルフェノ ール(別名UV-328)		25973-55-1	○			<input type="checkbox"/>
38	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メキシフェニル) エタン(別名メキシクロル)		72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4	○			<input type="checkbox"/>
39	1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ- 1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒド ロ 1,4:7,10-ジメタノジベンゾ[a,e][8]アン ヌレン(別名デクロランプラス)		13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	○			<input type="checkbox"/>

特定第一種指定化学物質(注):

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」(平成12年政令第138号)第4条第1号イに規定する特
定第一種指定化学物質を指す。

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35の3	付属書Ⅲ上覧に掲げる化学物質	<p>2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ピナバクリル、カプタホール、カルボフラン(別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル)、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)及びジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジプロモエタン(EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロロホン(別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿(アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリドを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質(※)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス(2, 3-ジプロモプロピル)ホスファート、トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)オキシド、トリブチルスズフルオリド、トリブチルスズメタクリレート、トリブチルスズベンゾアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズリノレート、トリブチルスズナフテナートを含む全て)並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>	
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ① ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ペノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合 ② ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合 ③ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合</p>	
		<p>(※)「ペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。</p>	
<p>・炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基(C7F15)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。) ・直鎖状又は分岐状のペルフルオロオクチル基(C8F17)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。)</p>		<p>以下の化合物は含まれない。 ・C8F17-X (X= F, Cl, Br) ・C8F17-C(=O)OH、C8F17-C(=O)O-X' 又は、C8F17-CF2-X' (X' = 任意の基(塩を含む。)) ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(C8F17SO2X(X= OH、金属塩(O-M+)、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))</p>	

<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、N、N'－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN、N'－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2, 4, 6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3－ジエン、2－(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質(ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号)に規定するもの)、ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカン-スルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩、UV-328、メトキシクロル、テクロランプラス並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬を含む。</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>
	<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 接着剤(動植物系のを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 ③ 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 ⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー ⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</p>
	<p>ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油及び切削油 ② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ③ 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
	<p>アルドリン及びDDTが使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
	<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。 ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) ③ 羊毛(脂付き羊毛を除く。)</p>

<p>クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤及び防虫剤 ② 木材用の接着剤 ③ 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) ④ 防腐木材及び防虫木材 ⑤ 防腐合板及び防虫合板 	
<p>マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>	
<p>PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 航空機用の作動油 ② 糸を紡ぐために使用する油剤 ③ 金属の加工に使用するエッチング剤 ④ 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤 ⑤ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑦ 半導体用のレジスト ⑧ 研磨剤 ⑨ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑩ 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。) ⑪ 業務用写真フィルム ⑫ 印画紙 	
<p>テトラプロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 塗料 ② 接着剤 	
<p>ペンタプロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 塗料 ② 接着剤 	
<p>ヘキサプロモシクロドデカンが使用されている以下の製品を含む</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 発泡ポリスチレンビーズ ④ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン 	
<p>ベンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ③ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ④ にかわ 	
<p>ポリ塩化直鎖/パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ④ 塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。) ⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑥ 皮革用の加脂剤 	

		<p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 ② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 接着剤及びシーリング用の充填料 ④ 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 ⑤ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン ⑥ 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり 	(4/4)
		<p>PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分岐であって、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗浄剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム 	
		<p>ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 消泡剤 ③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 ④ 光ファイバー及びそのコーティング剤 ⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑧ 床用ワックス 	
		<p>ペルフルオロ(ヘキサノー1ースルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤 ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 	

輸出令 別表第2の35の4の項(1)

水銀に関する水俣条約第3条1(a)に規定する水銀関係

貨物名: _____

メーカー名: _____

品種及び等級: _____

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-4

(1/1)

©CISTEC 2025.03.17

(令和元年8月19日施行政省令等対応)

輸出貿易管理令別表第2の35の4の項(1) (水俣条約関係)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質問事項	回答欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か?	<input type="checkbox"/> 2)へ	<input type="checkbox"/> 該当	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)か?	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 3)へ	
3)水銀の濃度は95%以上か?	<input type="checkbox"/> 様式別2-35-3へ	<input type="checkbox"/> 該当	濃度 %
最終判定	輸出令別表第2の35の4項(1)に <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当		

※35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない

該当する場合は、「特定の水銀、水銀化合物及び特定水銀使用製品等の輸出の承認について」に基づき、輸出の承認の申請を行ってください。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

()

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
35の4	水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀	水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の95パーセント以上であるものを含む。	蛍光ランプ及び水銀ランプ等の水銀が使用されている製品に含まれる水銀を除く。

付録 別表第2該当化学品リスト

別表第2項番	化学物質名称 (総称名を含む)	別名の例示	CAS登録番号	
21の3項	1	N-アセチルアントラニル酸	89-52-1	
		N-アセチルアントラニル酸塩類	-	
	2	アセトン	67-64-1	
	3	4-アニリノピペリジン		23056-29-3
		4-アニリノピペリジン塩類		-
		4-アニリノピペリジン二塩酸塩		99918-43-1
		4-アニリノピペリジン塩酸塩		99918-43-1 1193388-65-6
	4	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン		21409-26-7
		4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン塩類		-
	5	アントラニル酸		118-92-3
		アントラニル酸塩類		-
	6	イソプロパノール		120-58-1
	7	エチルエーテル	ジエチルエーテル、エーテル	60-29-7
	8	エチルメチルケトン	メチルエチルケトン、MEK	78-93-3
	9	エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMKエチルグリシデート	28578-16-7
		エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類		
	10	エルゴタミン		113-15-5
		エルゴタミン塩類		-
	11	エルゴメトリン		60-79-7
		エルゴメトリン塩類		-
	12	塩化水素の水溶液	塩酸	7647-01-0
	13	過マンガン酸カリウム		7722-64-7
	14	サフロール		94-59-7
	15	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート		125541-22-2
		1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩類		-
		1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート塩酸塩		1197227-86-3
	16	1,1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート	1-boc-4-ピペリドン	79099-07-3
		1,1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩類		-
		1,1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート塩酸塩		865711-37-1
	17	1,1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMK tert-ブチルグリシデート	-
		1,1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類		-
18	トルエン	トルオール	108-88-3	
19	ピペリジン		110-89-4	
	ピペリジン塩類		-	
20	ピペリジン-4-オン		41661-47-6	
	ピペリジン-4-オン塩類			
	ピペリジン-4-オントリフルオロ酢酸塩		41979-39-9	
	ピペリジン-4-オントリフルオロ酢酸塩		223142-89-0	
21	ピペロナール		120-57-0	
22	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド		1609-66-1	
	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩類		-	
	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド塩酸塩		22352-81-4	
23	1-フェネチルピペリジン-4-オン		39742-60-4	
	1-フェネチルピペリジン-4-オン塩類		-	
24	ブチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMKブチルグリシデート		
	ブチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類			
25	プロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMKプロピルグリシデート		
	プロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類			
26	無水酢酸		108-24-7	
27	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMKイソプロピルグリシデート		
	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類			
28	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMK sec-ブチルグリシデート		
	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類			
29	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート	PMKイソブチルグリシデート		
	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシシラン-2-カルボキシラート塩類			
30	メチル-2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシシラン-2-カルボキシラート	PMK glycidate, PMKグリシデート, PMKメチルグリシデート	13605-48-6	
	メチル-2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシシラン-2-カルボキシラート塩		-	
31	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシシラン-2-カルボン酸	PMK glycidic acid, PMKグリシド酸	2167189-50-4	

		2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸塩	-
32		3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノール	4676-39-5
33		リゼルギン酸	82-58-6
		リゼルギン酸塩類	-
34		硫酸	7664-93-9

別表第2項番	化学物質名称 (総称名を含む)		別名の例示	CAS登録番号
35項 附属書A グループI	1	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4
	2	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8
	3	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	76-13-1
	4	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	-
	5	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	76-15-3
35項 附属書A グループII	1	ブromoクロジフルオロメタン	ハロン1211	353-59-3
	2	ブromoトリフルオロメタン	ハロン1301	75-63-8
	3	ジブromoテトラフルオロエタン	ハロン2402	-
35項 附属書B グループI	1	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	75-72-9
	2	ペンタクロロフルオロエタン	CFC-111	354-56-3
	3	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	-
	4	ヘキサクロロフルオロプロパン	CFC-211	-
	5	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212	-
	6	ペンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213	-
	7	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214	-
	8	トリクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-215	-
	9	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216	-
	10	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217	-
35項 附属書B グループII	1	四塩化炭素		56-23-5
35項 附属書B グループIII	1	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム	71-55-6
35項 附属書C グループI	1	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	75-43-4
	2	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	75-45-6
	3	クロロフルオロメタン	HCFC-31	593-70-4
	4	テトラクロロフルオロエタン	HCFC-121	-
	5	トリクロロジフルオロエタン	HCFC-122	-
	6	ジクロロトリフルオロエタン	HCFC-123	-
	7	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	306-83-2
	8	クロロテトラフルオロエタン	HCFC-124	-
	9	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	354-25-6
	10	トリクロロフルオロエタン	HCFC-131	-
	11	ジクロロジフルオロエタン	HCFC-132	-
	12	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	-
	13	ジクロロフルオロエタン	HCFC-141	-
	14	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1717-00-6
	15	クロロジフルオロエタン	HCFC-142	-
	16	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	75-68-3
	17	クロロフルオロエタン	HCFC-151	-
	18	ヘキサクロロフルオロプロパン	HCFC-221	-
	19	ペンタクロロジフルオロプロパン	HCFC-222	-
	20	テトラクロロトリフルオロプロパン	HCFC-223	-
	21	トリクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-224	-
	22	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	-
	23	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225ca	422-56-0
	24	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HCFC-225cb	507-55-1
	25	クロロヘキサフルオロプロパン	HCFC-226	-
	26	ペンタクロロフルオロプロパン	HCFC-231	-
	27	テトラクロロジフルオロプロパン	HCFC-232	-
	28	トリクロロトリフルオロプロパン	HCFC-233	-
	29	ジクロロテトラフルオロプロパン	HCFC-234	-
	30	クロロペンタフルオロプロパン	HCFC-235	-
	31	テトラクロロフルオロプロパン	HCFC-241	-
	32	トリクロロジフルオロプロパン	HCFC-242	-
	33	ジクロロトリフルオロプロパン	HCFC-243	-
	34	クロロテトラフルオロプロパン	HCFC-244	-

	35	トリクロロフルオロプロパン	HCFC-251	-
	36	ジクロロジフルオロプロパン	HCFC-252	-
	37	クロロトリフルオロプロパン	HCFC-253	-
	38	ジクロロフルオロプロパン	HCFC-261	-
	39	クロロジフルオロプロパン	HCFC-262	-
	40	フルオロプロパン	HCFC-271	-
35項 附属書C グループII	1	ジプロモフルオロメタン		1868-53-7
	2	ブロモジフルオロメタン	HBFC-22B1	1511-62-2
	3	プロモフルオロメタン		373-52-4
	4	テトラプロモフルオロエタン		-
	5	トリプロモジフルオロエタン		-
	6	ジプロモトリフルオロエタン		-
	7	プロモテトラフルオロエタン		-
	8	トリプロモフルオロエタン		-
	9	ジプロモジフルオロエタン		-
	10	プロモトリフルオロエタン		-
	11	ジプロモフルオロエタン		-
	12	プロモジフルオロエタン		-
	13	プロモフルオロエタン		-
	14	ヘキサプロモフルオロプロパン		-
	15	ペンタプロモジフルオロプロパン		-
	16	テトラプロモトリフルオロプロパン		-
	17	トリプロモテトラフルオロプロパン		-
	18	ジプロモペンタフルオロプロパン		-
	19	プロモヘキサフルオロプロパン		-
	20	ペンタプロモフルオロプロパン		-
	21	テトラプロモジフルオロプロパン		-
	22	トリプロモトリフルオロプロパン		-
	23	ジプロモテトラフルオロプロパン		-
	24	プロモペンタフルオロプロパン		-
	25	テトラプロモフルオロプロパン		-
	26	トリプロモジフルオロプロパン		-
	27	ジプロモトリフルオロプロパン		-
	28	プロモテトラフルオロプロパン		-
	29	トリプロモフルオロプロパン		-
	30	ジプロモジフルオロプロパン		-
	31	プロモトリフルオロプロパン		-
	32	ジプロモフルオロプロパン		-
	33	プロモジフルオロプロパン		-
	34	プロモフルオロプロパン		-
35項 附属書C グループII	1	ブromoクロメタン		74-97-5
35項 附属書E	1	臭化メチル		74-83-9

別表第2項番	化学物質名称 (総称を含む)	別名の例示	C A S登録番号
1	2,4,5-T	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5
	2,4,5-T塩	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸塩	-
	2,4,5-Tのエステル化合物	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸エステル	-
2	アラクロール	2-クロロ-N-(2,6-ジエチルフェニル)-N-(メトキシメチル)アセタミド	15972-60-8
3	アルジカルブ	2-メチル-2-(メチルチオ)プロパノール=0-[(メチルアミノ)カルボニル]オキシム	116-06-3
4	アルドリン	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキノ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	309-00-2
5	アジンホスメチル		86-50-0
6	ピナバクリル		485-31-4
7	カプタール	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド、ダイホルタン	2425-06-1
8	カルボフラン	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	1563-66-2
9	クロルデン	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	57-74-9
10	クロルジメホルム	N'-(4-クロロ-2-メチルフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジン	6164-98-3
11	クロロベンジレート		510-15-6
12	DDT	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	50-29-3
13	ディルドリン	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキノ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	60-57-1
	ジニトロ-オルト-クレゾール	DNOC	534-52-1
	ジニトロ-オルト-クレゾールアンモニウム塩	DNOCアンモニウム塩	2980-64-5

35の3項(1)
ロットタム条
約附属書Ⅲに
掲げる化学物
質

14	ジニトロ-オルト-クレゾールカリウム塩 ジニトロ-オルト-クレゾールナトリウム塩 ジニトロ-オルト-クレゾール塩	DNOCカリウム塩 DNOCナトリウム塩 DNOC塩	5787-96-2 2312-76-7 -
15	ジノセブ ジノセブ塩 ジノセブのエステル化合物	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノール塩 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェノールのエステル化合物	88-85-7 - -
16	1,2-ジプロモエタン	エチレンジプロマイド、EDB	106-93-4
17	エンドスルファン	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチ エピン=3-オキシド、ベンゾエピン	115-29-7
18	1,2-ジクロロエタン	エチレンジクロライド、EDC	107-06-2
19	エチレンオキシド	酸化エチレン、EO	75-21-8
20	フルオロアセトアミド	モノフルオロ酢酸アミド	640-19-7
21	HCH(異性体混合物)	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(異性体混合物)	608-73-1
22	ヘプタクロル	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	76-44-8
23	ヘキサクロロベンゼン	HCB、ベンゼンヘキサクロリド	118-74-1
24	リンデン	γ-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン、γ-BHC	58-89-9
25	水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及び アリル水銀化合物を含む。)		-
26	メタミドホス	アミドチオリン酸 O,S-ジメチル	10265-92-6
27	モノクロトホス	3-(ジメトキシホスフィニルオキシ)-N-メチル-cis-クロトンアミド	6923-22-4
28	パラチオン	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	56-38-2
29	ペンタクロロフェノール ペンタクロロフェノールナトリウム塩 ペンタクロロフェノールナトリウム塩一水和物 ペンタクロロフェノールラウリン酸エステル ペンタクロロフェノール塩 ペンタクロロフェノールエステル		87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9 - -
30	ホレート		298-02-2
31	テルブホス	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(ターシャリー-ブチルチオメチル)	13071-79-9
32	トキサフェン		8001-35-2
33	トリクロルホン	ジメチル=2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート、DEP	52-68-6
34	ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 ベノミル カルボフラン チウラム		17804-35-2 1563-66-2 137-26-8
35	ホスファミドン	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト((E)異性体及び(Z)異性体の混合物) ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト((Z)異性体) ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト((E)異性体)	13171-21-6 23783-98-4 297-99-4
36	メチルパラチオン	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	298-00-0
37	石綿	アクチノライト アンソフィライト アモサイト クロシドライト トレモライト	77536-66-4 77536-67-5 12172-73-5 12001-28-4 77536-68-6
38	商業用オクタプロモジフェニルエーテル(ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェ ニルエーテルを含む)	オクタプロモジフェニルエーテル ヘキサプロモジフェニルエーテル ヘプタプロモジフェニルエーテル	32536-52-0 36483-60-0 68928-80-3
39	商業用ペンタプロモジフェニルエーテル(テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジ フェニルエーテルを含む。)	テトラプロモジフェニルエーテル ペンタプロモジフェニルエーテル	40088-47-9 32534-81-9
40	デカプロモジフェニルエーテル		1163-19-5
41	ヘキサプロモシクロドデカン	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン ヘキサプロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 25637-99-4 3194-55-6
	ベルフルオロオクタンスルホン酸 ベルフルオロオクタンスルホン酸カリウム ベルフルオロオクタンスルホン酸リチウム ベルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム ベルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム		1763-23-1 2795-39-3 29457-72-5 29081-56-9 70225-14-8 56773-42-3 251099-16-8

	42	N-エチルベルフルオロオクタンスルホンアミド N-メチルベルフルオロオクタンスルホンアミド N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ベルフルオロオクタンスルホンアミド N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルベルフルオロオクタンスルホンアミド ベルフルオロオクタンスルホンフルオリド ベルフルオロオクタンスルホン酸塩 ベルフルオロオクタンスルホンアミド ベルフルオロオクタンスルホン化合物		4151-50-2 31506-32-8 1691-99-2 24448-09-7 307-35-7 - - -	
	43	ベルフルオロオクタン酸、ベルフルオロオクタン酸塩及びベルフルオロオクタン酸関連物質 (※) (※)「ベルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。 (1)炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のベルフルオロヘプチル基(C ₇ F ₁₅)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む)。 (2)直鎖状又は分岐状のベルフルオロオクチル基(C ₈ F ₁₇)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む)。 (3)以下の化合物は含まれない。 ・C ₈ F ₁₇ -X (X = F, Cl, Br) ・C ₈ F ₁₇ -C(=O)OH, C ₈ F ₁₇ -C(=O)O-X'又は、C ₈ F ₁₇ -CF ₂ -X' (X' = 任意の基(塩を含む)) ・ベルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(C ₈ F ₁₇ SO ₂ X (X = O, H, 金属塩(O-M ⁺), ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))	ベルフルオロオクタン酸 ベルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩 ベルフルオロオクタン酸のナトリウム塩 ベルフルオロオクタン酸のカリウム塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8	
	44	六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル ポリ臭化ビフェニル	PBB	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6 -	
	45	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	
	46	ポリ塩化テルフェニル	PCT	61788-33-8	
	47	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る)	短鎖塩化パラフィン	85535-84-8	
	48	四エチル鉛	テトラエチル鉛	78-00-2	
	49	四メチル鉛	テトラメチル鉛	75-74-1	
	50	トリス(2,3-ジプロポピル)ホスファート		126-72-7	
	51	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ) = オキシド、トリブチルスズ = フルオリド、トリブチルスズ = メタクリレート、トリブチルスズ = ベンゾアート、トリブチルスズ = クロリド、トリブチルスズ = リンレート、トリブチルスズ = ナフテートを含む全て)	ビス(トリブチルスズ) = オキシド トリブチルスズ = フルオリド トリブチルスズ = メタクリレート トリブチルスズ = ベンゾアート トリブチルスズ = クロリド トリブチルスズ = リンレート トリブチルスズ = ナフテート その他多数	56-35-9 1983-10-4 2155-70-6 4342-36-3 1461-22-9 24124-25-2 85409-17-2	
	35の3項(2) 農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの	1	テトラエチルピロホスフェート	TEPP	107-49-3
		2	水銀		7439-97-6
		3	硫酸鉛		7645-25-2
		4	水酸化トリシクロヘキシルスズ	シヘキサチン	13121-70-5
5		2,4,6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル	CNP、クロロトロフェン	1836-77-7	
6		ベンタクロロベンゼン	PCNB、キントゼン	82-68-8	
35の3項(3)-(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物	1	オクタメチルピロホスホリアミド	シュラーダ、OMPA	152-16-9	
	2	四アルキル鉛		-	
	3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	バラチオン	56-38-2	
	4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	メチルジメトン	8022-00-2	
	5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	ホスファミドン	13171-21-6	
	6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	メチルバラチオン	298-00-0	
	7	テトラエチルピロホスフェイト	TEPP	107-49-3	
	8	モノフルオール酢酸		144-49-0	
	9	モノフルオール酢酸アミド	フルオロアセトアミド	640-19-7	
	10	以上に掲げる物を含む製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物		-	
35の3項(3)-(2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物	1	オクタメチルピロホスホリアミドを含む製剤	シュラーダ、OMPAを含む製剤	-	
	2	四アルキル鉛を含む製剤		-	
	3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含む製剤	バラチオンを含む製剤	-	
	4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含む製剤	メチルジメトンを含む製剤	-	
	5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含む製剤	ホスファミドンを含む製剤	-	
	6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含む製剤	メチルバラチオンを含む製剤	-	
	7	テトラエチルピロホスフェイトを含む製剤	TEPPを含む製剤	-	
	8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含む製剤		-	

	9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	フルオロアセトアミドを含有する製剤	-
	10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		-
35の3項(5) 労働安全衛生 法施行令第1 6条第1項第 2号から第7号 まで及び第9号 に掲げる貨物で あって、経済産 業大臣が告示 で定めるもの	1	ベンジジン及びその塩	4,4'-ジアミノビフェニル	92-87-5
	2	4-アミノジフェニル及びその塩	4-アミノビフェニル	92-67-1
	3	石綿(クリンタイル)	クリンタイル	12001-29-5
	4	4-ニトロジフェニル及びその塩		92-93-3
	5	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1
	6	ペーター-ナフチルアミン及びその塩	2-ナフチルアミン、アミノナフタレン	91-59-8
	1	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3
	2	ジクロロナフタレン	ジクロロナフタレン	28699-88-9
		トリクロロナフタレン	トリクロロナフタレン	1321-65-9
		テトラクロロナフタレン	テトラクロロナフタレン	1335-88-2
		ペンタクロロナフタレン	ペンタクロロナフタレン	1321-64-8
		ヘキサクロロナフタレン	ヘキサクロロナフタレン	1335-87-1
		ヘプタクロロナフタレン	ヘプタクロロナフタレン	32241-08-0
		オクタクロロナフタレン	オクタクロロナフタレン	2234-13-1
		ポリクロロナフタレン	ポリクロロナフタレン	-
	3	ヘキサクロロベンゼン	HCB、ベンゼンヘキサクロリド	118-74-1
	4	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	アルドリン	309-00-2
	5	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	デイルドリン	60-57-1
	6	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン	エンドリン	72-20-8
	7	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	50-29-3
	8	1,2,3,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	クロルデン	57-74-9
		1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロル	76-44-8
		クロルデン、ヘプタクロル及びこれらの類縁化合物の混合物		-
	9	ビス(トリブチルスズ)オキシド		56-35-9
	10	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N'-ジトリル	27417-40-9
		N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン	N-トリル-N'-キシリル	70290-05-0
		N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N'-ジキシリル	28726-30-9
	11	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3
	12	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	トキサフェン	8001-35-2
	13	ドデカクロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン	マイレックス	2385-85-5
	14	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール		115-32-2
		2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール	ケルセン又はジコホル	10606-46-9
	15	ヘキサクロプロタ-1,3-ジエン		87-68-3
	16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7
	17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	1763-23-1
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)カリウム塩	PFOSカリウム塩	2795-39-3
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)リチウム塩	PFOSリチウム塩	29457-72-5
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)アンモニウム塩	PFOSアンモニウム塩	29081-56-9
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)ジエタノールアミン塩	PFOSジエタノールアミン塩	70225-14-8
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)テトラエチルアンモニウム塩	PFOSテトラエチルアンモニウム塩	56773-42-3
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)ジデシルジメチルアンモニウム塩	PFOSジデシルジメチルアンモニウム塩	251099-16-8
		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)塩	PFOS塩	-
	18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)=フルオリド	PFOSF	307-35-7
	19	ペンタクロロベンゼン		608-93-5
	20	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	アルファ-ヘキサクロシクロヘキサン	319-84-6
	21	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	ベータ-ヘキサクロシクロヘキサン	319-85-7
	22	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	ガンマ-ヘキサクロシクロヘキサン	58-89-9
	23	デカクロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン	クロルデコン	143-50-0
	24	ヘキサブロモビフェニル		36355-01-8
	25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
		2,2',4,4'-テトラブロモジフェニルエーテル	BDE-47	5436-43-1
	26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9
		2,2',4,4',5'-ペンタブロモジフェニルエーテル	BDE-99	60348-60-9
	27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘキサブロモジフェニルエーテル	31153-30-7
		2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモジフェニルエーテル	BDE-153	68631-49-2
		2,2',4,4',5,6'-ヘキサブロモジフェニルエーテル	BDE-154	207122-15-4
	28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
		2,2',3,3',4,5',6'-ヘプタブロモジフェニルエーテル	BDE-175	446255-22-7
		2,2',3,4,4',5',6'-ヘプタブロモジフェニルエーテル	BDE-183	207122-16-5

35の3項(6)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質

29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (3s,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-3-オキソ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3lambda(4)-ベンゾジオキサチエピン (3r,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-3-オキソ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3lambda(4)-ベンゾジオキサチエピン	インドスルファン、ベンゾエピン アルファ-インドスルファン ベータ-インドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9			
	ヘキサブロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	HBCD	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7			
31	ヘンタクロロフェノール ヘンタクロロフェノールナトリウム塩 ヘンタクロロフェノールナトリウム塩一水和物 ヘンタクロロフェノールラウリン酸エステル ヘンタクロロフェノール塩 ヘンタクロロフェノールエステル		87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9 - -			
	32	クロロアルカン(C=10-13) クロロアルカン(C=6-18) クロロアルカン(C12-13) クロロアルカン(C12-14) クロロアルカン(C10-14) クロロアルカン(C10-12) ポリ塩化直鎖パラフィン(C=10-13、塩素の含有量が全重量の48%超え)		85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2 -		
		33	1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ベンタプロモベンゼン)	デカブロモジフェニルエーテル 1163-19-5		
		34	ペルフルオロオクタン酸 ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩 ペルフルオロオクタン酸ナトリウム塩 ペルフルオロオクタン酸カリウム塩 分岐ペルフルオロオクタン酸 分岐ペルフルオロオクタン酸アンモニウム 2,2,3,3,4,4,5,5,6,7,7-ドデカフルオロ-6-(トリフルオロメチル)ヘプタン酸 2,2,3,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロ-3,4-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサノ酸 2,3,3,4,4,5,6,6,6-ノナフルオロ-2,5-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサノ酸 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチル)ヘキサノ酸アンモニウム塩 2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-デカフルオロ-2-(1,1,2,2,2-ペンタフルオロエチル)ヘキサノ酸ナトリウム塩 ペルフルオロオクタン酸塩	PFOA PFOAアンモニウム塩 PFOAナトリウム塩 PFOAカリウム塩 PFOA PFOA PFOA PFOA PFOA PFOA塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 90480-55-0 90480-56-1 15166-06-0 1882109-81-0 1882109-80-9 13058-06-5 1195164-59-0 1195164-59-0	
			35	① 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8 -ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン ② 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10 -ヘプタデカフルオロデカン-1-オール ③ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省第4号)に規定するもの	ペルフルオロオクチル=ヨージド 8:2フルオロテトラマーアルコール	507-63-1 678-39-7
				36	ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸) ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸)カリウム塩 ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸)リチウム塩 ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸)アンモニウム塩 ペルフルオロ(ヘキサノ-1-スルホン酸)ナトリウム塩	PFHxS PFHxSカリウム塩 PFHxSリチウム塩 PFHxSアンモニウム塩 PFHxSナトリウム塩
37			2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジターシャリーベンチルフェノール		UV-328	25973-55-1
38	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メトキシフェニル)エタン		メトキシクロル		72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4	
	39		1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ口,4:7,10-ジメタノジベンゾ [a,e] [8] アンメレン		デクロランプラス	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3